

令和3年第1回

石川県議会定例会議案

(その三)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第20号	石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する条例について……………	1
議案第21号	職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例について……………	3
議案第22号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について……………	5
議案第23号	包括外部監査契約の締結について……………	7
議案第24号	石川県手数料条例等の一部を改正する条例について……………	9
議案第25号	「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」の議決の一部変更について……………	25
議案第26号	石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について……………	27
議案第27号	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について……………	29
議案第28号	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について……………	67
議案第29号	石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について……………	97
議案第30号	石川県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例について……………	99
議案第31号	石川県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例について ……	115
議案第32号	石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例について ……	117
議案第33号	ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について ……	119
議案第34号	石川県犯罪被害者等支援条例について ……	121
議案第35号	石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例について ……	125
議案第36号	石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例の一部を改正する条例について ……	127
議案第37号	石川県国営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について ……	129
議案第38号	石川県森林整備地域活動支援基金条例を廃止する条例について ……	131
議案第39号	国家賠償請求事件に係る訴訟の和解について ……	133
議案第40号	損害賠償額の決定について ……	135
議案第41号	石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例について ……	137
議案第42号	石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の一部を改正する条例について ……	141

議案第43号	石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例について ……	143
議案第44号	石川県教職員定数条例の一部を改正する条例について ……	145
報告第1号	損害賠償額決定の専決処分の報告について ……	147
報告第2号	損害賠償額決定の専決処分の報告について ……	149
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の報告について ……	151
報告第4号	損害賠償額決定の専決処分の報告について ……	153
報告第5号	損害賠償額決定の専決処分の報告について ……	155
報告第6号	「委託契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について ……	157

石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する条例
について

石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県民の誰もが感染するおそれがある新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別的取扱い、誹謗中傷等が行われないよう、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、不当な差別的取扱い、誹謗中傷等は許されないものであるとの認識の下に、県及び市町の責務並びに事業者及び県民の役割を明らかにすることにより、新型コロナウイルス感染症に係る差別のない社会を実現することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り）である感染症をいう。

(不当な差別的取扱い等の禁止)

第三条 何人も、新型コロナウイルス感染症に感染した者及び医療従事者並びにその家族等の関係者その他のあらゆる者に対して、感染したこと、感染するおそれがあること等を理由とする新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他権利利益を侵害する行為（以下「不当な差別的取扱い等」という。）を行ってはならない。

(県の責務)

第四条 県は、新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消のため、啓発、教育その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別的取扱い等に関する相談に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

3 県は、前二項に規定する施策を推進するため、国、市町その他の関係機関と連携するものとする。

(市町の責務)

第五条 市町は、新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消のため、地域の実情に応じた啓発、教育、相談等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消のため、その従業員等に対して教育その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消のために県等が講ずる施策及び措置に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

全ての人に対する新型コロナウイルス感染症に係る差別のない社会の実現に資するため、新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十一号

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十二年石川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項第二号を削り、同項第一号中「本庁長寿社会課、」を削り、「勤務する社会福祉主事、身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司(これらに準ずる者で知事が指定するものを含む。)で」を「勤務し、かつ、」に改め、「職員」の下に「及び当該職員に準ずる者として知事が指定する職員(前号の規定に該当する者を除く。)」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 児童相談所に勤務する児童福祉司、児童心理司(心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる職員をいう)、保健師(児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる職員に限る。)及びこれらの職員に準ずる者として知事が指定する職員並びに児童の一時保護業務に従事する保育士、児童指導員及び看護師

第三条の三第二項を次のように改める。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる職員 月額二万円(同号に規定する知事が指定する職員にあつては、月額九千八百円)
- 二 前項第二号に掲げる職員 月額九千八百円(一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号。以下「給与条例」という。)第三条第一項第五号ハに規定する医療職給料表(三)の適用を受ける職員にあつては、月額四千九百円)
- 三 前項第三号に掲げる職員 作業に従事した日一日につき三百円

附則第十二項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新

たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(石川県税条例及び石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第二項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

一 石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)附則第二十三条第一項

二 石川県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例(令和二年石川県条例第三十八号)第一条

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中職員の特殊勤務手当に関する条例附則第十二項の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

提案理由

職員の勤務実態及び他の地方公共団体における支給状況を考慮して、社会福祉業務に従事する職員の特務手当の見直しを行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及び石川県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成二十七年石川県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

四 知事	B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に係る肝疾患の治療及び検査に要する費用に対する助成に関する事務であつて規則で定めるもの
------	---------------------------------------------------------------------

(石川県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例(平成十四年石川県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同表に次の一号を加える。

十六 B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に係る肝疾患の治療及び検査に要する費用に対する助成に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、法律で定める事務以外で、県が個人番号を利用する事務等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第23号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、令和3年度の包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和3年2月24日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 契約の相手方

金沢市東力三丁目104番地1

越 田 圭

2 契約の相手方の資格

公認会計士

3 契約の金額

12,936,000円を上限とする額

議案第二十四号

石川県手数料条例等の一部を改正する条例について

石川県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県手数料条例等の一部を改正する条例

(石川県手数料条例の一部改正)

第一条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表四の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、その次に次のように加える。

<p>3 法第五十五条第一項の規定による営業の許可の申請(4及び5に規定する場合を除く。)に対する審査</p>	<p>飲食店営業等新規許可申請手数料</p>	<p>イ 複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業に係るもの 一万八千円 ロ 魚介類競り売り営業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、そうざい製造業、冷凍食品製造業、密封包装食品製造業又は添加物製造業に係るもの 二万千円 ハ 飲食店営業、水産製品製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業又は漬物製造業に係るもの 一万六千円 ニ 菓子製造業、アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業又は食品の小分け業に係るもの 一万四千円 ホ イからニまでに規定する営業以外の営業に係るもの 九千六百元</p>	
---------------------------------------------------------	------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

別表四の項4及び5を次のように改める。

<p>4 法第五十五条第一項の規定による営業の許可の申請(営業許可の有効期間満</p>	<p>飲食店営業等継続許可申請手数料</p>	<p>イ 3イに規定する営業に係るもの 一万六千八百円 ロ 3ロに規定する営業に係るもの 一万二千六百円 ハ 3ハに規定する営業に係るもの 九千</p>	
---------------------------------------------	------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

了に際し、引き続き同一の営業の許可を受ける場合に限る。)に対する審査		六百元 ニ 3ニに規定する営業に係るもの 八千 四五百円 ホ 3ホに規定する営業に係るもの 五千 八五百円	
5 法第五十五条第一項の規定による営業の許可の申請(飲食店営業に係る臨時営業の許可を受ける場合に限る。)に対する審査	飲食店営業(臨時営業)許可申請手数料		三千二百円

別表四の項6から37までを削り、同表二十一の項口中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(8)までを(2)から(7)までとし、同表二十二の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項1中「第二項」を「第三項」に改め、同表二十六の項6中「法第七条の三第四項の規定による検査(以下この項において「中間検査」という。)を受けたもの」を「7に規定する特定建築物」に改め、「(中間検査を受けたものを除く。)」を削り、同項6の金額の欄を次のように改める。

イ	ロに規定する建築物以外の建築物
(1)	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの 一万円
(2)	床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 一万二千元
(3)	床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの 一万六千元
(4)	床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 二万二千元
(5)	床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 三万六千元
(6)	床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 五万円
(7)	床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十二万円
(8)	床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの 十九万円
(9)	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの 三十八万円
ロ	10に規定する建築物に関する中間検査を受けた建築物
(1)	床面積の合計が三十平方メートル以内のもの 九千元
(2)	床面積の合計が三十平方メートルを超え百平方メートル以内のもの 一万千元
(3)	床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以内のもの 一万五千元
(4)	床面積の合計が二百平方メートルを超え五百平方メートル以内のもの 二万千元
(5)	床面積の合計が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 三万五千元
(6)	床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 四万七千元
(7)	床面積の合計が二千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの 十一万円
(8)	床面積の合計が一万平方メートルを超え五万平方メートル以内のもの 十八万円
(9)	床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの 三十七万円

別表二十六の項7を次のように改める。

<p>7 法第七条第一項に規定する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条の規定の適用を受ける同法第十一条第一項の特定建築物に限る。）に関する完了検査</p>	<p>特定建築物に関する完了検査手数料</p>	<p>6の規定の例により算出した額に次に掲げる額を加算した額</p> <p>(1) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万五千円</p> <p>(2) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万五千円</p> <p>(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 七万六千円</p> <p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十二万円</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十五万円</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 十八万九千円</p>	<p>金額の欄の床面積の合計は、当該建築物に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条第一項に規定する特定建築行為における同項の非住宅部分の床面積について算定する。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

別表二十六の項36中「容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の」を「容積率等の」に改め、同項37を次のように改める。

<p>37 法第六十条の二の二第一項第一号及び第三項ただし書に規定する建築物の建ぺい率、壁面の位置又は高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>居住環境向上用途誘導地区における建築物の建ぺい率等の特例許可申請手数料</p>	<p>十六万円</p>	
-----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	-------------	--

別表二十六の項38中「第六十条の三第二項ただし書」を「第六十条の三第一項第三号及び第二項ただし書」に、「高さ」を「容積率、建築面積又は高さ」に、「高さの」を「容積率等の」に改め、同表二十九の項1中「第十条に規定する」を「第四条第一項第二号の」に、「の書換え交付」を「の書換え交付及び再交付」に、「種畜証明書書換え交付手数料」を「種畜証明書書換え交付・再交付手数料」に改め、同項中2を削り、3を2とし、同項4の前に次のように加える。

<p>3 法第十八条の家畜人工授精師</p>	<p>家畜人工授精師免</p>	<p>千七百円</p>	
------------------------	-----------------	-------------	--

免許証の書換交付及び再交付	許証書換交付・再交付手数料	
---------------	---------------	--

別表二十九の項5を次のように改める。

5 家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第三十三条の家畜人工授精所の開設の許可証の書換交付及び再交付	家畜人工授精所開設許可証書換交付・再交付手数料	千七百円
--------------------------------------------------------------	-------------------------	------

別表二十九の項6を削り、同表三十九の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同項1から10までの規定中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同表六十二の項33中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同項55中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に改め、同項56中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項57中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に、「同条第九項」を「同条第十三項」に改め、同項58中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同項59及び60中「第十四条第九項」を「第十四条第十三項」に改め、同表八十二の八の項を次のように改める。

八十三の八 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下この項において「法」という。）に関する事務	1 法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請（認定に係る部分が住宅であるものに限る。）に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（住宅認定）	イ 当該低炭素建築物新築等計画について住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書面又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（以下この項において「適合証等」という。）を添付しない場合 (1) 一戸建ての住宅	(一) 手数料は、評価の対象となる部分の床面積について算定する。 (二) 法第五十四条第一項後段（法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該
-----------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------	--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

<p>2 法第五十三 条第一項に規 定する低炭素 建築物新築等 計画の認定の 申請（認定に</p>	<p>低炭素建 築物新築 等計画認 定申請手 数料（非 住宅建築</p>	<p>イ 適合証等を添付しない場合 (1) 評価方法の全部が建築物 エネルギー消費性能基準等 を定める省令（平成二十八 年経済産業省・国土交通省 令第一号）に規定するモデ</p>	<p>低炭素建 築物新築 等計画の 認定の申 請又は当 該低炭素 建築物新 築等計画 の変更の 認定の申 請に併せ て建築基 準法第六 条第一項 の規定に よる確認 の申請書 を提出す るときは、 当該確認 の対象と なる建築 物の床面 積に応じ、 二十六の 項1又は 2に定め る額を加 算する。</p>
		<p>(イ) 床面積が二百平方メー トル未満のもの 三万四 千円 (ロ) 床面積が二百平方メー トル以上のもの 三万八 千円 (2) 一戸建ての住宅以外の住 宅（以下この項において「共 同住宅等」という。） (イ) 床面積が三百平方メー トル未満のもの 六万九 千円 (ロ) 床面積が三百平方メー トル以上二千平方メート ル未満のもの 十一万円 (ハ) 床面積が二千平方メー トル以上五千平方メート ル未満のもの 二十万円 (ニ) 床面積が五千平方メー トル以上のもの 二十八 万円 ロ 適合証等を添付する場合 (1) 一戸建ての住宅 四千七 百円 (2) 共同住宅等 (イ) 床面積が三百平方メー トル未満のもの 九千三 百円 (ロ) 床面積が三百平方メー トル以上二千平方メート ル未満のもの 二万円 (ハ) 床面積が二千平方メー トル以上五千平方メート ル未満のもの 四万五千 円 (ニ) 床面積が五千平方メー トル以上のもの 八万円</p>	

係る部分が住宅以外の用途のみに供する建築物であるものに限る。)に対する審査

物認定)

- ル建築物を用いる方法(以下この項において「モデル建物法」という。)によるもの
- (イ) 床面積が三百平方メートル未満のもの 八万七千円
 - (ロ) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十一万円
 - (ハ) 床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十五万円
 - (ニ) 床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十四万円
 - (ホ) 床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十一万円
 - (ヘ) 床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 三十七万円
 - (ト) 床面積が二万五千平方メートル以上のもの 四十三万円
- (2) 評価方法の全部又は一部がモデル建物法以外の方法(以下この項において「標準入力法又は主要室入力法」という。)によるもの
- (イ) 床面積が三百平方メートル未満のもの 二十三万円
 - (ロ) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 二十八万円
 - (ハ) 床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三十七万円
 - (ニ) 床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル

		<p>ル未満のもの 五十二万円</p> <p>(ホ) 床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 六十四万円</p> <p>(ニ) 床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 七十六万円</p> <p>(ト) 床面積が二万五千平方メートル以上のもの 八十七万円</p> <p>ロ 適合証等を添付する場合</p> <p>(1) 床面積が三百平方メートル未満のもの 九千三百円</p> <p>(2) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万六千円</p> <p>(3) 床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万七千円</p> <p>(4) 床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 八万円</p> <p>(5) 床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十三万円</p> <p>(6) 床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十六万円</p> <p>(7) 床面積が二万五千平方メートル以上のもの 二十万円</p>
<p>3 法第五十三条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の申請（認定に係る部分が住宅の用途及び住宅以外の用</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（複合建築物認定）</p>	<p>イ 適合証等を添付しない場合</p> <p>住宅の用途に供する部分について1イに定める額及び住宅以外の用途に供する部分について2イに定める額を合計した額</p> <p>ロ 適合証等を添付する場合</p> <p>住宅の用途に供する部分について1ロに定める額及び住宅</p>

<p>途に供する建築物であるものに限る。)に対する審査</p>		<p>以外の用途に供する部分について2口に定める額を合計した額</p>
<p>4 法第五十五条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料(住宅認定)</p>	<p>イ 適合証等を添付しない場合 (1) 一戸建ての住宅 (イ) 床面積が二百平方メートル未満のもの 一万九千円 (ロ) 床面積が二百平方メートル以上のもの 二万円 (2) 共同住宅等 (イ) 床面積が三百平方メートル未満のもの 三万九千円 (ロ) 床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万七千円 (ハ) 床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十二万円 (ニ) 床面積が五千平方メートル以上のもの 十八万円 ロ 適合証等を添付する場合 (1) 一戸建ての住宅 四千七百円 (2) 共同住宅等 (イ) 床面積が三百平方メートル未満のもの 九千二百円 (ロ) 床面積が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万円 (ハ) 床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万五千円 (ニ) 床面積が五千平方メートル以上のもの 八万円</p>
<p>5 法第五十五条</p>	<p>低炭素建</p>	<p>イ 適合証等を添付しない場合</p>

条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（認定に係る部分が住宅以外の用途のみに供する建築物であるものに限る。）に対する審査

建築物新築等計画変更認定申請手数料（非住宅建築物認定）

- (1) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの
 - (イ) 床面積が三百平方メートル未満のもの 四万八千円
 - (ロ) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 六万三千円
 - (ハ) 床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 八万六千円
 - (ニ) 床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十六万円
 - (ホ) 床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 二十二万円
 - (ヘ) 床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 二十六万円
 - (ト) 床面積が二万五千平方メートル以上のもの 三十二万円
- (2) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの
 - (イ) 床面積が三百平方メートル未満のもの 十二万円
 - (ロ) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十五万円
 - (ハ) 床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二十万円
 - (ニ) 床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三十万円
 - (ホ) 床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十九万円

			<p>(ケ) 床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十六万円</p> <p>(ト) 床面積が二万五千平方メートル以上のもの 五十三万円</p> <p>ロ 適合証等を添付する場合</p> <p>(1) 床面積が三百平方メートル未満のもの 九千三百円</p> <p>(2) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万六千円</p> <p>(3) 床面積が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万七千円</p> <p>(4) 床面積が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 八万円</p> <p>(5) 床面積が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十三万円</p> <p>(6) 床面積が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十六万円</p> <p>(7) 床面積が二万五千平方メートル以上のもの 二十万円</p>	
	<p>6 法第五十五条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（認定に係る部分が住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物であるものに限る。）に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 （複合建築物認定）</p>	<p>イ 適合証等を添付しない場合 住宅の用途に供する部分について4イに定める額及び住宅以外の用途に供する部分について5イに定める額を合計した額</p> <p>ロ 適合証等を添付する場合 住宅の用途に供する部分について4ロに定める額及び住宅以外の用途に供する部分について5ロに定める額を合計した額</p>	

別表八十三の十の項イイ(1)中(ホ)を(ケ)とし、(ロ)から(ニ)までを(イ)から(ホ)までとし、同項イイ(1)(イ)中

「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イイ(1)中(イ)を(ロ)とし、その前に次のように加える。

- (イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 二万六千円

別表八十三の十の項イイ(2)中(イ)を(ロ)とし、(ロ)から(三)までを(イ)から(ホ)までとし、同項イイ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イイ(2)中(イ)を(ロ)とし、その前に次のように加える。

- (イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 三万千円

別表八十三の十の項イロ(1)中(イ)を(ロ)とし、(ロ)から(三)までを(イ)から(ホ)までとし、同項イロ(1)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イロ(1)中(イ)を(ロ)とし、その前に次のように加える。

- (イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十一万円

別表八十三の十の項イロ(2)中(イ)を(ロ)とし、(ロ)から(三)までを(イ)から(ホ)までとし、同項イロ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イロ(2)中(イ)を(ロ)とし、その前に次のように加える。

- (イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 二十八万円

別表八十三の十の項イイ(1)中(イ)を(ロ)とし、(ロ)から(三)までを(イ)から(ホ)までとし、同項イイ(1)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イイ(1)中(イ)を(ロ)とし、その前に次のように加える。

- (イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 二万千円

別表八十三の十の項イイ(2)中(イ)を(ロ)とし、(ロ)から(三)までを(イ)から(ホ)までとし、同項イイ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イイ(2)中(イ)を(ロ)とし、その前に次のように加える。

- (イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 二万四千円

別表八十三の十の項イロ(1)中(イ)を(ロ)とし、(ロ)から(三)までを(イ)から(ホ)までとし、同項イロ(1)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項イロ(1)中(イ)を(ロ)とし、その前に次のように加える。

- (イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 六万三千円

別表八十三の十の項2ロ(2)中(※)を(イ)とし、(ロ)から(ニ)までを(イ)から(※)までとし、同項2ロ(2)(イ)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項2ロ(2)中(イ)を(ロ)とし、その前に次のように加える。

- (イ) 特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十五万円

別表八十三の十の項5イ(1)中(イ)を(ト)とし、(イ)から(※)までを(ニ)から(イ)までとし、同項5イ(1)ロ中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項5イ(1)中(ロ)を(イ)とし、その前に次のように加える。

- (ロ) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十一万円

別表八十三の十の項5イ(2)中(イ)を(ト)とし、(イ)から(※)までを(ニ)から(イ)までとし、同項5イ(2)ロ中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項5イ(2)中(ロ)を(イ)とし、その前に次のように加える。

- (ロ) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 二十八万円

別表八十三の十の項5ロ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同項5ロ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項5ロ中(2)を(3)とし、その前に次のように加える。

- (2) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万六千円

別表八十三の十の項8イ(1)中(イ)を(ト)とし、(イ)から(※)までを(ニ)から(イ)までとし、同項8イ(1)ロ中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項8イ(1)中(ロ)を(イ)とし、その前に次のように加える。

- (ロ) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 六万三千元

別表八十三の十の項8イ(2)中(イ)を(ト)とし、(イ)から(※)までを(ニ)から(イ)までとし、同項8イ(2)ロ中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項8イ(2)中(ロ)を(イ)とし、その前に次のように加える。

- (ロ) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十五万円

別表八十三の十の項8ロ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同項8ロ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項8ロ中(2)を(3)とし、その前に次のように加える。

- (2) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万六千円

別表八十三の十の項11イ(1)中(イ)を(ト)とし、(イ)から(※)までを(ニ)から(イ)までとし、同項11イ(1)ロ中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項11イ(1)中(ロ)を(イ)とし、その前に次のように加える。

- (ロ) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十一万円

別表八十三の十の項11イ(2)中(イ)を(ト)とし、(イ)から(※)までを(ニ)から(イ)までとし、同項11イ(2)ロ中

「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項IIイ(2)中(ロ)を(イ)とし、その前に次のように加える。

(ロ) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 二十八万円

別表八十三の十の項IIロ中(6)を(7)とし、(3)から(5)までを(4)から(6)までとし、同項IIロ(2)中「三百平方メートル」を「千平方メートル」に改め、同項IIロ中(2)を(3)とし、その前に次のように加える。

(2) 床面積が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 一万六千円

別表八十七の項13中「七千八百円」を「九千三百三十円」に改める。

第二条 石川県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表六十二の項中81を85とし、80を84とし、同項79中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十四項」に改め、同項中79を83とし、78を82とし、同項77中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同項中77を81とし、同項76中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同項中76を80とし、73から75までを77から79までとし、同項72中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中72を76とし、同項71中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中71を75とし、同項70中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中70を74とし、同項69中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項中69を73とし、61から68までを65から72までとし、同項60中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中60を64とし、同項59中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中59を63とし、58を62とし、同項57中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項中57を61とし、56を60とし、同項55中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項中55を59とし、54を58とし、53を57とし、同項52中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項中52を56とし、同項51中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項中51を55とし、同項50中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項中50を54とし、同項49中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中49を53とし、同項48中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中48を52とし、同項47中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中47を51とし、44から46までを48から50までとし、同項43中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中43を47とし、同項42中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中42を46とし、同項41中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中41を45とし、同項40中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中40を44とし、同項39中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中39を43とし、34から38までを38から42までとし、同項33中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項中33を37とし、32を36とし、同項31中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、同項中31を35とし、30を34とし、同項29中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項中29を33とし、17から28までを21から32

までとし、16を20とし、その前に次のように加える。

18 令第二条の八 第一項に規定する 地域連携薬局 等の認定証の書 換え交付	地域連携 薬局等認 定証の書 換え交付 手数料	二千円	
19 令第二条の九 第一項に規定する 地域連携薬局 等の認定証の再 交付	地域連携 薬局等認 定証の再 交付手 料	二千九百円	

別表六十二の項15中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同項中15を17とし、同項14中「第一条の五第一項」を「第二条の三第二項」に改め、同項中14を16とし、同項13中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同項中13を15とし、12を14とし、同項11中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同項中11を13とし、3から10までを5から12までとし、2の次に次のように加える。

3 法第六条の二 第一項に規定する 地域連携薬局 の認定及びその 更新の申請に対 する審査	地域連携 薬局認定 申請手 料	一万千円	
4 法第六条の三 第一項に規定する 専門医療機関 連携薬局の認定 及びその更新の 申請に対する審 査	専門医療 機関連携 薬局認定 申請手 料	一万千円	

(石川県湖南運動公園条例の一部改正)

第三条 石川県湖南運動公園条例(平成十三年石川県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表中

全日	五、二六〇円
夜間	一八、七〇〇円

を

全日	五、二六〇円
----	--------

に、

全日	二、二〇〇円
夜間	一一、〇〇〇円

を

全日	二、二〇〇円
----	--------

に改め、同表備考二中「夜間」

とは午後六時から午後九時まで」を削り、同表備考二中「全日又は夜間」を「又は全日」に改める。

(石川県警察関係手数料条例の一部改正)

第四条 石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、規則で定めるものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石川県手数料条例別表二十一の項、二十二の項、三十九の項及び六十二の項の改正規定並びに第三条の規定 公布の日

二 第一条中石川県手数料条例別表四の項の改正規定 令和三年六月一日

三 第二条の規定 令和三年八月一日

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の石川県手数料条例別表八十七の項の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る試験、加工等の手数料について適用し、同日前の依頼に係る試験、加工等の手数料については、なお従前の例による。

提案理由

食品衛生法施行令の一部改正に伴い、新たに手数料を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号

「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」の議決の一部変更について

昭和39年第1回石川県議会定例会において議決された議決第21号「建設事業に要する経費の一部を市町に負担させることについて」のうち、その一部を次のように変更する。

令和3年2月24日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

1 対象事業及び負担率の表土・地改良の項中

「 | かんがい排水事業 | 1/4 | を |」

「 | かんがい排水事業 | 1/4 | に、 |
2.1/10 | 更新事業 |」

「 | 基幹水利施設予防保全対策事業 | 1/4 | を |」

「 | 基幹水利施設予防保全対策事業 | 1/4 | に、 |
2.1/10 | 更新事業 |」

「	農業水路等長寿命化・防災減災事業	2.25/10	中山間地域で行うものについては1.75/10	」
「	農業水路等長寿命化・防災減災事業	2.25/10 1.9/10	中山間地域で行うものについては1.75/10 更新事業 (中山間地域で行うものについては1.5/10)	」
「	国営河北潟施設応急対策事業費負担金	1.8/10	を	」
「	国営河北潟施設応急対策事業費負担金 国営手取川施設応急対策事業費負担金	1.8/10 1/10 4.18/10	耐震化対策 一般	」

2 適用年度 令和3年度から

議案第二十六号

石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例について

石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

石川県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改め、同条第二項中「第十条第三項本文」を「第十条第四項本文」に改める。

第十条第三項中「第五十二条第四項及び」を「第五十二条第四項及び第五項並びに」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

提案理由

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十七号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十三条の二」に、「第三十四条」を「第三十四条・第三十五条」に改める。

第二条第四項中「職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第五項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第二十二條第二項中「第三十三條」を「第三十三條の二」に改める。

第二十四條第三項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四條に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十八条に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三章中第三十三条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十三条の二 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十四条を第三十五条とし、第四章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第三十四条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的

方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第二項中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

附則第六項中「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

附則第十八項中「第三十三条」を「第三十三条の二」に改める。

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十五条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第二十条第二項中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第二十二条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十二条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十二条の二 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十九条を第三十一条とし、第二十八条の次に次の二条を加える。

(虐待の防止)

第二十九条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(電磁的記録等)

第三十条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第五十二条」を「第五十二条・第五十四条」に改める。

第二条第五項中「職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第六条ただし書中「規則で定める介護職員及び第四十条第二項の規定により配置される看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を除き、」を削る。

第七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十一条第一項第四号中「看護職員」の下に「（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を加える。

第十五条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テ

テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第二十三条第二項中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第二十四条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三章中第三十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十一条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第二十三条第三項中「職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改める。

第二十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十六条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第四十条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉

士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十条に次の一項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十二条中「及び第二十六条から第三十一条」を「、第二十四条の二及び第二十六条から第三十一条の二」に、「次条から第三十一条」を「次条から第三十一条の二」に改める。

第四十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十七条第一項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第四十八条中「及び第三十一条」を「、第三十一条及び第三十一条の二」に、「第十二条から第三十一条」を「第十二条から第三十一条の二」に改める。

第五十二条中「第二十六条から第二十九条まで、第三十一条」を「第二十四条の二、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十一条の二」に、「第十二条から第三十一条」を「第十二条から第三十一条の二」に改める。

第五十三条を第五十四条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十三条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定される

ものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十七条」を「第二百七十七条・第二百七十八条」に改める。

第三条第三項中「従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十二条に次の一項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十二条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十三条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備

え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

- 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十七条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十七条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によつて指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範

囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十九条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第六十三条中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「、第三十八条（第五項及び第六項を除く）、第三十九条から第四十一条まで」を「から第四十一条まで（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」に改める。

第七十七条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十六条第五項中「構成される会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第八十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十六条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第一百八条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第一百八条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第一百十条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第一百十一条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第百十一条の二を第百十一条の三とし、第百十一条の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第百十一条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第百十三条中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「から第三十九条まで」を「、第三十八条、第四十条の二」に、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十四条を「同項、第二十八条、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」に改める。

第百十五条中「第二十七条、第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「から第三十九条まで」を「、第三十八条、第四十条の二」に、「第三十四条において」を「第三十四条第一項において」に、「及び第三十四条」を「、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号」に、「及び第百八条第三項」を「並びに第百八条第三項及び第四項」に改める。

第百三十五条中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「第三十九条」を「第四十条の二」に改め、「第百七条」と、の下に「同項、第二十八条、第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第百四十二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百四十四条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第百四十六条中「第二十八条」の下に「、第三十二条の二」を、「第百八条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百六十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百六十八条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第四十一条まで」の下に「(第三十九条第二項を除く。)」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に改め、「第百八条第三項」の下に「及び第四項」

を加える。

第百七十八条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第百七十九条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百七十九条に次の一項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百八十一条の三中「第二十二條、第二十七條」の下に「、第三十二條の二」を、「第四十一条まで」の下に「(第三十九條第二項を除く。)」を加え、「第三十四條中」を「第三十二條の二第二項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第三十四條第一項中」に改め、「同じ。）」と、「の下に「同項並びに第四十條の二第一号及び第三号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第百八條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百八十八条中「第二十二條、第二十七條」の下に「、第三十二條の二」を加え、「、第三十八條（第五項及び第六項を除く。）、第三十九條」を削り、「第四十一条まで」の下に「(第三十八條第五項及び第六項並びに第三十九條第二項を除く。)」を加え、「第三十四條中」を「第三十二條の二第二項、第三十四條第一項並びに第四十條の二第一号及び第三号中」に改め、「第百八條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二百一条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四条中「第二十七條」の下に「、第三十二條の二」を、「第四十一条まで」の下に「(第三十九條第二項を除く。)」を加え、「第三十四條中」を「第三十二條の二第二項、第三十四條第一項並びに第四十條の二第一号及び第三号中」に改め、「第百八條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二百十三條中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百十四條第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百十四条に次の一項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百二十六条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第二百三十二条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百三十三条に次の一項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百三十七条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項、第三十四条第一項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」に改める。

第二百四十五条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十八条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を、「第三十七条」の下に「、第三十八条、第四十条」を加え、「第三十四条中」を「第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第三十四条第一項中」に改める。

第二百五十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百六十条に次の一項を加える。

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第二百六十一条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百六十三条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「第二百五十七条」と、」の下に「同項、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「第八十八条第二項」を「第八十八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二百六十五条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「、第三十八条（第五項及び第六項を除く）、第三十九条から第四十一条まで」を「から第四十一条まで（第三十八条第五項及び第六項を除く。）」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「第二百五十七条」と、」の下に「同項、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「第八十八条第二項」を「第八十八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二百七十六条中「第二十七条」の下に「、第三十二条の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「第二百五十七条」と、」の下に「同項、第三十二条の二第二項並びに第四十条の二第一号及び第三号中」を加え、「第八十八条第二項」を「第八十八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」に改める。

第二百七十七条を第二百七十八条とし、第十四章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二百七十七条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百十三条、第一百五十五条、第二百三十五条、第二百四十六条、第二百六十八条（第八十一条において準用する場合を含む）、第八十一条の三、第八十八条、第二百四条（第二百六条において準用する場合を含む）、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。）及び第二百二十四条第一項（第二百四十八条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的

方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百六十七条」を「第二百六十七条・第二百六十八条」に改める。

第三条第三項中「研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第八十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五十五条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十五条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十五条の二に次の一項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条の二の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第五十五条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第五十五条の三に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第五十五条の四に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十五条の九の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十五条の十の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十五条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第六十三条中「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「第五十一条の十三」を「第五十一条の十三第一項」に改める。

第七十三条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第七十三条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第七十三条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十五条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「第五十五条の三」を「第五十五条の三第二項」に改める。

第八十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第八十五条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「及び第六十九条」を「、第六十九条及び第七十三条の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「第五十五条の三」を「第五十五条の三第二項」に改め、「設備及び備品等」との下に「、第七十三条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士等」と」を加える。

第九十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第九十四条中「第五十五条の二」を「第五十五条の二の二」に、「及び第六十九条」を「、第六十九条及び第七十三条の二」に、「第五十五条の四」を「第五十五条の四第一項」に、「第五十五条の三」を「第五十五条の三第二項」に改め、「設備及び備品等」との下に「、第七十三条の二中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第二百一十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百一十一条の二第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百一十一条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーショ

ンの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百二十一条の四第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第百二十二条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第百二十四条中「第五十二条の三」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「第五十五条の四中」を「第五十五条の四第一項中」に改める。

第百三十九条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第百四十条の二第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第百四十三条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一」の下に「まで（第五十五条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第百三十九条」と、」を「第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」に、「第百二十一条の二第三項」を「、第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第百三十九条」と、第百二十一条の二第三項及び第四項」に改める。

第百五十七条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第百五十八条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百五十八条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じな

ければならない。

第百六十五条の三中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の九第二項を除く。)」を、「この場合において」の下に「、第五十五条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と」を加え、「第五十五条の四中」を「第五十五条の四第一項中」に改め、「第三百二十九条」と、」の下に「同項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第二百二十一条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百七十二条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「第五十五条の七まで、第五十五条の八(第五項及び第六項を除く。)、第五十五条の九から」を削り、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の八第五項及び第六項並びに第五十五条の九第二項を除く。)」を加え、「第五十五条の四中「第五十五条」とあるのは「第百七十二条において準用する第三百二十九条」と、」を「第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」に、「第二百二十一条の二第三項」を「第五十五条の四第一項中「第五十五条」とあるのは「第百七十二条において準用する第三百二十九条」と、第二百二十一条の二第三項及び第四項」に改める。

第百七十九条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百八十二条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を、「第五十五条の十一まで」の下に「(第五十五条の九第二項を除く。)」を加え、「第五十五条の四中」を「第五十五条の二の二第二項、第五十五条の四第一項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五十五条の四第一項中」に改め、「、」を削り、「第二百二十一条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百九十四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第百九十五条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百九十五条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百十二条第三項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第二百十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百十四条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百十四条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百八条中「第五十五条の四から第五十五条の十一まで」を「第五十五条の二の二、第五十五条の四から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第二項を除く。)」に、「及び第五十五条の四」を「、第五十五条の二の二第二項、第五十五条の十の二第一号及び第三号並びに第五十五条の四第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第二百三十二条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百三十五条中「第五十五条の四から第五十五条の十一まで」を「第五十五条の二の二、第五十五条の四から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第二項を除く。)」に改め、「第五十三条」の下に「、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号」を加え、「第五十五条の四中」を「第五十五条の四第一項中」に改める。

第二百四十三条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 虐待の防止のための措置に関する事項

第二百四十六条に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第二百四十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百四十九条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第五十一条の二中」を「第五十一条の二第一項中」に改め、「第二百四十三条」と、」の下に「同項、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」を加え、「第五十一条の十三中」を「第五十一条の十三第一項中」に改め、「サービス利用」と」の下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百五十四条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「第五十五条の七まで、第五十五条の八(第五項及び第六項を除く。)、第五十五条の九から第五十五条の十一まで」を「第五十五条の十一まで(第五十五条の八第五項及び第六項を除く。)」に、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第五十一条の二中」を「第五十一条の二第一項中」に改め、「第二百四十三条」と、」の下に「同項、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」を加え、「第五十一条の十三中」を「第五十一条の十三第一項中」に改め、「の利用」と」の下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十三条中「第五十四条」の下に「、第五十五条の二の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に、「第五十一条の二中」を「第五十一条の二第一項中」に改め、「第二百四十三条」と、」の下に「同項、第五十五条の二の二第二項並びに第五十五条の十の二第一号及び第三号中」を、「サービス利用」と、」の下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、」を加える。

第二百六十七条を第二百六十八条とし、第十四章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第二百六十七条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書画、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第五十一条の五第一項(第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第二百四十二条(第六十条において準用する場合を含む。)、第二百六十五条の三、第七十二条、第八十二条(第九十七条において準用する場合を含む。)、第二百八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。)及び第二百十条第一項(第二百三十五条において準用する場合を含む。))

む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十五条・第五十六条」に改める。

第二条第四項中「従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たつては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十五条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第十六条第六項中「行ひ会議」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十一条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十一条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十九条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十九条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十四条第三項中「従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければ」を「その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十七条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第五十一条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十七条まで」の下に「、第二十九条の二」を加える。

第五十五条を第五十六条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十五条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書画、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第九条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十二条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されて

いる又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条」を「第五十四条・第五十五条」に改める。

第二条第四項中「従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十五条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第十六条第六項中「召集して行う会議」を「召集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第十九条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第十九条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第十九条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十九条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じな

ければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十九条の二 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十九条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十二条第三項中「従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第五十条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十一条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十一条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護老人保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十三条中「第十九条」を「第十九条の三」に、「第三十一条」を「第二十九条の二」に改める。

第五十四条を第五十五条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十四条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第九条第一項(第五十三条において準用する場合を含む。)及び第十二条第一項(第五十三条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十三条・第五十四条」に改める。

第二条第四項中「従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第八十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第三条第一項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 栄養士又は管理栄養士

第十五条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第十六条第六項中「召集して行う会議」を「招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第十八条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第十八条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十六条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十七条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十七条に次の一項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十七条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十九条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十二条に次の一項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十七条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その

結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一条第三項中「従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十五条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第四十九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十二条中「第十八条」を「第十八条の三」に改め、「第二十五条まで」の下に「、第二十七条の二」を加える。

第五十三条を第五十四条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十三条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第九条第一項(第五十二条において準用する場合を含む。)及び第十二条第一項(第五十二条にお

いて準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十五条」を「第五十五条・第五十六条」に改める。

第二条第四項中「従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たつては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第十七条第六項中「召集して行う会議」を「招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第二十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条中第七号を第八号とし、第

六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

- 4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十条の二 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十五条に次の一項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条第三項中「従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければ」を「その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十七条第八項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第五十一条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に「、第三十条の二」を加える。

第五十五条を第五十六条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第五十五条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書画、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下

この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)及び第十三条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)第二条第四項、第三十二条の二(新軽費老人ホーム基準条例附則第十八項において準用する場合を含む。)及び附則第六項、第二条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)第二条第四項及び第二十九条、第三条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)第二条第五項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十八条において準用する場合を含む。)、第三十一条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。)及び第三十三条第三項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十二条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅サービス基準等条例」という。)第三条第三項及び第四十条の二(新指定居宅サービス基準等条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百零三条、第一百五十五条、第一百三十五条、第一百四十六条、第一百六十八条(新指定居宅サービス基準等条例第八十一条において準用する場合を含む。)、第八十一条の三、第八十八条、第二百四条(新指定居宅サービス基準等条例第二百十六条において準用する場合を含む。)、第二百三十七条、第二百四十八条、第二百六十三条、第二百六十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)、第五条の規定による改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防サービス基準等条例」

という。) 第三条第三項及び第五十五条の十の二(新指定介護予防サービス基準等条例第六十二条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四条、第四百四十三条(新指定介護予防サービス基準等条例第六十条において準用する場合を含む。)、第六十五条の三、第七十二条、第八十二条(新指定介護予防サービス基準等条例第九十七条において準用する場合を含む。)、第二百八条、第二百三十五条、第二百四十九条、第二百五十四条及び第二百六十二条において準用する場合を含む。)、第六条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)) 第二条第四項、第四十条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び第四十四条第三項、第七条の規定による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)) 第二条第四項、第三十九条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十三条において準用する場合を含む。))及び第四十三条第三項、第八条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。)) 第二条第四項、第三十七条の二(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十一条において準用する場合を含む。))及び第四十一条第三項並びに第九条の規定による改正後の介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護医療院基準条例」という。)) 第二条第四項、第四十条の二(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新軽費老人ホーム基準条例第七条(新軽費老人ホーム基準条例附則第十八項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第七条、新特別養護老人ホーム基準条例第七条(新特別養護老人ホーム基準条例第四十八条において準用する場合を含む。))及び第三十四条(新特別養護老人ホーム基準条例第五十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十八条及び第五十一条、新介護老人保健施設基準条例第二十八条、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十六条及び第四十九条並びに新介護医療院基準条例第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「施設の運営に関する次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、施設の運営に関する次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、新指定居宅サービス基準等条例第三十条(新指定居宅サービス基準等条例第四十二条の三及び第四十七条において準用する場合を含む。)、第五十七条(新指定居宅サービス基準等条例第六十三条において準用する場合を含む。)、第七十七条、第八十七条、第九十六条、第七十七条(新指定居宅サービス基準等条例第一百五十五条及び第二百三十五条において準用する場合を含む。)、第四百四十三条、第六百六十四条(新指定居宅サービス基準等条例第八十一条の三及び第八十八条において準用する場合を含む。)、第七百七十八条、第二百一条、第二百十三條、第二百三十二條、第二百四十五条及び第二百五十七条(新指定居宅サービス基準等条例第二百六

十五条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)並びに新指定介護予防サービス基準等条例第五十五条(新指定介護予防サービス基準等条例第六十三条において準用する場合を含む)、第七十二条、第八十三条、第九十二条、第二百二十一条、第二百二十九条(新指定介護予防サービス基準等条例第六十五条の三及び第七十二条において準用する場合を含む)、第二百五十七条、第二百七十九条、第二百九十四条、第二百十三條、第二百三十二条及び第二百四十二条(新指定介護予防サービス基準等条例第二百五十四条及び第二百六十二条において準用する場合を含む)の規定の適用については、これらの規定中「、事業の運営に関する次に」とあるのは、「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の運営に関する次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とし、新介護老人保健施設基準条例第五十条及び新介護医療院基準条例第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十四条の二(新軽費老人ホーム基準条例附則第十八項において準用する場合を含む)、新養護老人ホーム基準条例第二十二條の二、新特別養護老人ホーム基準条例第二十四条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む)、新指定居宅サービス基準等条例第三十二条の二(新指定居宅サービス基準等条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第一百十三條、第一百五條、第一百三十五條、第一百四十六條、第一百六十八條(新指定居宅サービス基準等条例第八十一条において準用する場合を含む)、第八十一条の三、第八十八条、第二百四條(新指定居宅サービス基準等条例第二百六條において準用する場合を含む)、第二百三十七條、第二百四十八條、第二百六十三條、第二百六十五條及び第二百七十六條において準用する場合を含む)、新指定介護予防サービス基準等条例第五十五条の二の二(新指定介護予防サービス基準等条例第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条、第二百二十四條、第二百四十二條(新指定介護予防サービス基準等条例第六十條において準用する場合を含む)、第二百六十五條の三、第七十二條、第八十二條(新指定介護予防サービス基準等条例第九十七條において準用する場合を含む)、第二百十八條、第二百三十五條、第二百四十九條、第二百五十四條及び第二百六十三條において準用する場合を含む)、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十九條の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十四條において準用する場合を含む)、新介護老人保健施設基準条例第二十九條の二(新介護老人保健施設基準条例第五十三條において準用する場合を含む)、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十七條の二(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十二條において準用する場合を含む)及び新介護医療院基準条例第三十條の二(新介護医療院基準条例第五十四

条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス基準等条例第三十三条第三項(新指定居宅サービス基準等条例第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三條、第七十九条、第八十九条、第九十八条及び第二百七十六条において準用する場合を含む。)、第一百一十一条第二項(新指定居宅サービス基準等条例第一百五十五条、第三百三十五条、第六百六十八条(新指定居宅サービス基準等条例第八十一条において準用する場合を含む。)、第六百八十一条の三、第六百八十八条、第二百三十七条及び第二百四十八条において準用する場合を含む。)、第四百四十四条第二項(新指定居宅サービス基準等条例第二百四十四条(新指定居宅サービス基準等条例第二百十六条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第二百六十条第六項(新指定居宅サービス基準等条例第二百六十五条において準用する場合を含む。))並びに新指定介護予防サービス基準等条例第五十五条の二第三項(新指定介護予防サービス基準等条例第六十三条、第七十五条、第八十五条、第九十四条及び第二百六十三条において準用する場合を含む。)、第一百一十二条第二項(新指定介護予防サービス基準等条例第八十二条(新指定介護予防サービス基準等条例第九十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第四百四十条の二第二項(新指定介護予防サービス基準等条例第六十条、第六十五条の三、第七十一条、第二百八条及び第二百三十五条において準用する場合を含む。))及び第二百四十六条第六項(新指定介護予防サービス基準等条例第二百五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十四条第三項(新軽費老人ホーム基準条例附則第十八項において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準条例第二十二条第三項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十四条第三項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十八条において準用する場合を含む。))及び第四十条第四項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十二条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス基準等条例第五十七条の二第三項(新指定居宅サービス基準等条例第六十三条において準用する場合を含む。)、第八十条第三項(新指定居宅サービス基準等条例第一百五十五条、第三百三十五条、第四百六条、第六百六十八条、第六百八十一条の三、第六百八十八条及び第二百四十四条において準用する場合を含む。)、第七十九条第四項、第二百四十四条第四項及び第二百三十三条第四項(新指定居宅サービス基準等条例第二百四十八条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス基準等条例第五十五条の二第三項(新指定介護予防サービス基準等条例第六十三条において準用する場

合を含む。)、第二百二十一条の二第三項(新指定介護予防サービス基準等条例第四百四十二条、第六百六十五条の三、第七百七十二条及び第八百八十二条において準用する場合を含む。)、第五百八条第四項、第九十五条第四項及び第二百四十四条第四項(新指定介護予防サービス基準等条例第二百三十五条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十九条第三項及び第五十二条第四項、新介護老人保健施設基準条例第二十九条第三項及び第五十一条第四項、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十七条第三項及び第五十条第四項並びに新介護医療院基準条例第三十条第三項及び第五十二条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に係る経過措置)

6 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十一条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第十九条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第十八条の二(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十二条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第二十条の二(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

7 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十一条の三(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第十九条の三(新介護老人保健施設基準条例第五十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第十八条の三(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十二条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院基準条例第二十条の三(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

提案理由

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正により、軽費老人ホーム等の運営に関する基準が見直されたことに伴い、感染症や災害への対応力強化等のため、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十八号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十二条中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第三十四条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十四条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

議案第二十八号 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

第三十五条に次の一項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第三十六条に次の一項を加える。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十六条の次に次の一条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第三十六条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十一条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条第一項及び第二項中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第四十九条第一項及び第二項中「第三十三条」の下に「、第三十六条の二」を加え、「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改める。

第六十条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第六十九条中「第七十四条」を「第七十四条第一項」に改める。

第七十条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十二条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七十三条第二項を次のように改める。

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第七十四条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備

え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十五条を次のように改める。

第七十五条 削除

第七十七条第二項第一号中「第七十五条第二項並びに」を削り、「準用する」の下に「第三十六條の二第二項、」を加える。

第七十八条中「第三十七条、第三十八条第一項」を「第三十四条の二、第三十六條の二から第三十八条（第二項を除く。）まで」に、「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第八十七条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第九十一条中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第九十二条第二項を次のように改める。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第九十四条に次の一項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十五条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六條の二」に、「及び第七十五条から第七十七条まで」を「、第七十六条及び第七十七条」に改め、「、第七十五条第二項」とあるのは「第九十五条において準用する第七十五条第二項」とを削る。

第九十五条の五中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六條の二」に、「第七十五条か

ら第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改める。

第一百十条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削り、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第一百十条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削る。

第一百二十三条中「第三十五条」を「第三十四条（第二項及び第二項を除く。）」に改める。

第一百四十九条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「第七十五条第二項」とあるのは「第一百四十九条において準用する第七十五条第二項」とを削り、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第一百四十九条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改める。

第一百五十八条第二項第一号中「準用する」の下に「第三十六条の二第二項、」を加え、「第七十五条第二項」を削る。

第一百五十九条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削り、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第一百五十九条の四中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に改め、「第七十五条」を削る。

第一百七十条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第一百七十二条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「第七十五条第二項」とあるのは「第一百七十二条において準用する第七十五条第二項」とを削り、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第一百八十三条に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第九十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第一百八十四条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第百八十四条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第百八十五条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「、「第七十五条第二項」とあるのは「第百八十五条において準用する第七十五条第二項」と」を削り、「、第九十四条」を「、第九十四条第一項」に改める。

第百九十条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「、「第七十五条第二項」とあるのは「第百九十条において準用する第七十五条第二項」と」を削り、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「、第九十四条」を「、第九十四条第一項」に改める。

第百九十四条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「、「第七十五条第二項」とあるのは「第百九十四条において準用する第七十五条第二項」と」を削り、「、第九十四条」を「、第九十四条第一項」に改める。

第百九十四条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第三項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第百九十四条の十二及び第百九十四条の二十中「第三十四条から」の下に「第三十六条まで、第三十七条から」を加える。

第二百条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「、「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条において準用する第七十五条第二項」と」を削り、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第二百一条の十一中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「、「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第七十五条第二項」と」を削り、「第九十四条中」を「第

九十四条第一項中」に改める。

第二百一条の二十一に次の一項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条の二十二中「第三十七条」を「第三十四条の二、第三十六条の二」に、「第七十五条から第七十七条まで」を「第七十六条、第七十七条」に改め、「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の二十二において準用する第七十五条第二項」とを削り、「第九十四条中」を「第九十四条第一項中」に改める。

第二百十条第一項中「第三十七条から」を「第三十四条の二、第三十六条の二から」に、「第六十一条まで」を「第六十二条まで」に改め、「第七十二条まで」の下に、「第七十六条」を、「第八十三条」の下に、「第八十八条から第九十条まで」を加え、「及び第九十四条」を「及び第九十二条から第九十四条まで」に、「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する第九十条」を「第二百十条第一項において準用する第九十条」に改め、「第七十五条第二項」とあるのは「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する第七十五条第二項」とを削り、「第九十四条」を、「第九十四条第一項」に、「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する前条」を「第二百十条第一項において準用する前条」に改め、同条第二項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」を削り、「から第九十条まで、第九十二条及び第九十三条」を「及び第八十七条」に改め、「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と及び「第八十八条第四項及び第九十二条第二項」を削り、同条第三項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十八条第四項及び第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第四項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、」及び「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十八条第四項及び第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第五項中「第六十二条、第七十五条、第七十六条、」及び「第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条」及び「第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十八条第四項及び第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第七項及び第八項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第一号中「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」を「又は保育士」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かな}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。第七条及び第七十三条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。第七条及び第七十三条において同じ。）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。第七条及び第七十三条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。第七条及び第七十三条において同じ。）を行う場合

第六条第三項中「重症心身障害児」の下に「（法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下

同じ。』を削る。

第七条第二項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
 第七条第三項中「次に掲げる従業者」の下に「(第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第二十八条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第三十八条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十一条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四十二条第二項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第四十四条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十五条第一項中「次項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第四十六条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講

しなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十二条第二項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加える。

第五十六条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第七十一条中「第四十四条中」を「第四十四条第一項中」に改める。

第七十二条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七十九条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第八十一条の三第二項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に改め、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第八十一条の九中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加える。

第八十九条中「第三十九条」の下に「、第三十九条の二」を加え、「第四十四条中」を「第四

十四条第一項中」に改める。

第九十条第一項中「、第七条」を「、第七条第一項から第四項まで」に、「第七条中」を「第七条第一項から第四項までの規定中」に改める。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条に次の一項を加える。

- 4 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第二十一条第五項中「会議」の下に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第二十五条中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第三十六条に次の一項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十六条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十八条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得

られるよう連携に努めなければならない。

第三十九条第二項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十一条に次の一項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十二条第一項中「次項において」を「以下この条において」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十三条に次の一項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十八条中「第四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第十三条第一項中「平成二十四年石川県条例第五十三号」の下に「。第三十四条第三項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。」を加える。

第二十五条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第三十四条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービス基準条例第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス基準条例第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十四条中「第五十条」を「第五十条第一項」に改める。

第四十五条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第四十五条の二 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画

の変更を行うものとする。

第四十七条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四十八条第二項を次のように改める。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関行するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第五十条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第五十一条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関行するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第五十七条の二 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関行するとともに、その結果

について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項を次のように改める。

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十八条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二章中第三十二条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十三号）第百九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第百九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第四十八条第二項を次のように改める。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第五十条、第五十五条及び第六十条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。
第六十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十九条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第七十一条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十二条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条及び第八十七条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

（地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二十六項」を「第五条第二十七項」に改める。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第四条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六条第二項中「第十七条第二項及び第十八条第二項」を「第十九条第二項及び第二十条第二項」に改める。

第十五条を削り、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十四条 センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 センターは、当該センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十九条を第二十二条とし、同条の前に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十一条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十八条を第二十条とし、第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十六条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第十七条 センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第二十一条第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第二十七項」を「第五条第二十八項」に改める。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七条中「第十五条第二項及び第十六条第二項」を「第十七条第二項及び第十八条第二項」に改める。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十二条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより

職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十七条を第二十条とし、同条の前に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十九条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十六条を第十八条とし、第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、同条の前に次の二条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十四条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第十五条 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第十九条第一号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - 一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条」を「第四十四条の二」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十八条第五項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第二十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十三号)第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第九十四条の二第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第二十六条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において

行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十六条の二 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び

訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十八条第二項を次のように改める。

- 2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- 1 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- 3 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十条に次の一項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- 1 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- 3 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二章中第四十四条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十四条の二 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- 1 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

- 3 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「(児童福祉施設と非常災害)」に改め、同条第一項中「児童福祉施設」の下に「(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第十一条の二及び第十二条第三項において「障害児入所施設等」という。))を除く。以下この条及び第十二条第二項において同じ。))」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 児童福祉施設は、施設防災計画(施設に入所している者の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所している者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画をいう。以下同じ。)を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

(非常災害対策)

第五条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する施設防災計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員及び入所している者に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回以上、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 障害児入所施設等は、第二項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十一条の二 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものと

する。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第二十六条第五項、第三十五条第四項、第五十八条第五項及び第六十八条第十項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第八十二条中「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「いう。」の下に「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けことが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第八十二条第五項中「第一項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第九十二条第三項及び第百条第五項中「同じ。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

（指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等

の一部を改正する条例の一部改正)

第十条 次に掲げる条例の規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

一 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年石川県条例第八号）附則第四項

二 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年石川県条例第九号）附則第二項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第三条第三項及び第四十一条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百二十二条、第二百四十九条、第二百四十九条の四、第二百五十九条、第二百五十九条の四、第七百七十二条、第八百八十五条、第九百九十条、第九百九十四条、第九百九十四条の十二、第九百九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第三条第四項及び第四十六条第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の指定障害児人施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定人施設基準条例」という。）第三条第四項及び第四十二条第二項（新指定人施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第三条第三項及び第五十七条の二、第五条の規定による改正後の障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第三条第三項及び第三十二条の二（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第二条第四項及び第二十一条、第七条の規定による改正後の福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第二条第四項及

び第十九条並びに第八条の規定による改正後の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第三条第三項及び第四十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第三十四条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百二十二条、第四百九十九条、第四百九十九条の四、第五百九十九条、第五百九十九条の四、第七百七十二条、第八百八十五条、第九百九十条、第九百九十四条、第九百九十四条の十二、第九百九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第二十九条の二（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十六条の二（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第四十五条の二、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第十六条、新福祉ホーム基準条例第十四条、新障害者支援施設基準条例第三十六条の二及び第九条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新設備運営基準条例」という。）第十一条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第三十五条第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第二百二十二条、第九百九十四条の十二並びに第九百九十四条の二十において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第九十二条第二項（新指定障害福祉サービス基準条例第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第四百九十九条、第四百九十九条の四、第五百九十九条、第五百九十九条の四、第七百七十二条、第八百八十五条、第九百九十条、第九百九十四条、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二及び第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第四十二条第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第三十九条第二項（新指定

入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第四十八条第二項、新障害福祉サービス基準条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項（新障害福祉サービス基準条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準条例第十七条第二項、新福祉ホーム基準条例第十五条第二項、新障害者支援施設基準条例第三十八条第二項並びに新設備運営基準条例第十二条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第三十六条の二第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第七十八条、第九十五条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第一百三十三条、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百五十九条、第一百五十九条の四、第一百七十二条、第一百八十五条、第一百九十条、第一百九十四条、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに第二百十条第一項において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準条例第四十五条第三項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第四十二条第三項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第五十一条第三項、新障害福祉サービス基準条例第二十八条第三項（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）及び新障害者支援施設基準条例第四十条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第六条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第五十六条第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第五十六条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第七十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、新指定通所支援基準条例第七十二条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十九条第一項に規定する基準該当放課後

等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新指定通所支援基準条例第七十九条第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、指定障害福祉サービスの事業等の運営に関する基準が見直されたことに伴い、障害者虐待の防止の更なる推進等のため、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十九号

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石川県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年石川県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「石川県立高松病院」を「石川県立こころの病院」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

石川県立高松病院管理診療棟の改築による機能強化に伴い、病院の名称を利用者にわかりやすく、親しみやすいものに改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

石川県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例について

石川県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県食品衛生法施行条例等の一部を改正する条例

(石川県食品衛生法施行条例の一部改正)

第一条 石川県食品衛生法施行条例(平成十二年石川県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条」を「第五十四条」に改める。

第二条第一項中「第五十一条」を「第五十四条」に、「別表第二」を「食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「政令」という。)第三十五条各号に掲げる営業(同条第二号及び第六号に掲げる営業を除く。)に共通する事項については別表第一、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第二、法第十二条第一項の規定により定められた規格又は基準に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準にあつては別表第一及び別表第二の基準に加え、別表第三」に改め、同条第二項を削る。

第三条中「かかわらず」の下に、「規則で定める場合であつて」を加える。

第四条の見出し中「許可の標識」を「許可証の掲示」に改め、同条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に、「標識」を「許可証」に改める。

第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とし、第八条を第六条とする。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

- 一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの(以下「食品等」という。)への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住

居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

三 施設の構造及び設備

イ じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる設備を有すること。

ロ 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。

ハ 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒（以下この表において「清掃等」という。）を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。

ニ 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあつては、床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は、床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。

ホ 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。

ヘ 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができる給水設備を有すること。水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部から汚染されない構造を有すること。貯水槽を使用する場合にあつては、食品衛生上支障のない構造であること。

ト 法第十三条第一項の規定により定められた規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業にあつてはヘの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業にあつてはヘの適用については、「飲用に適する水」とあるのは「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。

チ 従業者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。なお、水栓は洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

リ 排水設備は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。
- (2) 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。
- (3) 配管は十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。

ヌ 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍の設備を必要に応じて有すること。製造及び保存の際の冷蔵又は冷凍については、法第十三条第一項の規定により定められた規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱う営業にあつては、その定めに従い必要な設備を有すること。

ル 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備を有すること。

ヲ 次に掲げる要件を満たす便所を従業者の数に応じて有すること。

- (1) 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
- (2) 専用の流水式手洗い設備を有すること。

ワ 原材料を種類及び特性に応じた温度で、汚染の防止可能な状態で保管することができる十分な規模の設備を有すること。また、施設で使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤は、食品等と区分して保管する設備を有すること。

カ 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備については、不透透性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

ヨ 製品を包装する営業にあつては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を有すること。

タ 更衣場所は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、及び作業場への出入りが容易な位置に有すること。

シ 食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。

ソ 添加物を使用する施設にあつては、それを専用で保管することができる設備又は場所及び計量器を備えること。

四 機械器具

イ 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることができる構造であること。

ロ 作業に応じた機械器具等及び容器を備えること。

ハ 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。

ニ 固定し、又は移動しがたい機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄しやすい位置に有すること。組立式の機械器具等にあつては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。

ホ 食品又は添加物を運搬する場合にあつては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。

へ 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。

ト 作業場を清掃等するための専用の用具を必要数備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。

五 その他

イ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業にあつては、第三号ヨの基準は、適用しない。

ロ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態で飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。次表第一号(1)において同じ。）をする場合にあつては、イの基準によるほか、次に掲げる基準により営業をすることができる。

(1) 床面及び内壁にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性材料以外の材料を使用することができる。

(2) 排水設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、床面に有しないこととすることができる。

(3) 冷蔵又は冷凍の設備にあつては、取り扱う食品や営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することとすることができる。

(4) 食品を取り扱う区域にあつては、従業者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造であれば、区画されていることを要しないこととすることができる。

ハ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準は、適用しない。

ニ 政令第三十五条第九号に規定する食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、第三号ヲ、ワ及びタ並びに第四号ホの基準は、適用しない。

ホ 政令第三十五条第二十七号及び第二十八号に掲げる営業以外の営業で冷凍食品を製造する場合は、第一号から第四号までに掲げる基準に加え、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 原材料を保管する室又は場所に冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

(3) 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

(4) 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。

へ 政令第三十五条第三十号に掲げる営業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる基準に加え、次に掲げる要件を満たす構造であること。

- (1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に、冷蔵又は冷凍の設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

別表第二（第二条関係）

一 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

二 政令第三十五条第二号に規定する調理の機能を有する自動販売機（屋内に設置され、容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業

イ ひさし、屋根等の雨水を防止できる設備を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場所に自動販売機を設置する場合にあつては、この限りではない。

ロ 床面は、清掃、洗浄及び消毒が容易な不浸透性材料の材質であること。

三 政令第三十五条第三号に規定する食肉販売業

イ 処理室を有すること。

ロ 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍の設備を処理量に応じた規模で有すること。

ニ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

四 政令第三十五条第四号に規定する魚介類販売業

- イ 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 原材料の処理をする室又は場所は、鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
- ハ 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあつては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
- ニ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 必要に応じて浄化設備を有すること。
 - (2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
 - (3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

五 政令第三十五条第五号に規定する魚介類競り売り営業

- イ 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を有し、必要に応じて区画されていること。
- ロ 必要に応じて冷蔵又は冷凍の設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- ハ 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあつては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

六 政令第三十五条第六号に規定する集乳業

- イ 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。
- ロ 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

七 政令第三十五条第七号に規定する乳処理業

- イ 生乳の受入検査、貯蔵及び処理並びに製品の保管をし、必要に応じて洗瓶をする室又は場所及び容器洗浄設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあつては貯蔵及び受入検査をする室又は場所を、検査を外部委託する施設にあつては受入検査をする室又は場所を有することを要しない。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量又は製造量に応じた規模で有すること（常温保存可能品のみを製造する施設を除く。）。
- ニ 生乳の検査をする室又は場所は、生乳の検査をするために必要な設備を有すること。

八 政令第三十五条第八号に規定する特別牛乳搾取処理業

- イ 搾乳、生乳の処理及び製品の保管をする室又は場所並びに牛体洗浄設備並びに生乳の貯

蔵設備及び受人検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

- ロ 生乳の処理をする室又は場所は、ろ過、殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。なお、生乳の殺菌をする場合にあつては、自記温度計を付けた殺菌設備を有すること。
- ハ 製品が摂氏十度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷却器及び冷蔵設備を処理量に応じた規模で有すること。

九 政令第三十五条第九号に規定する食肉処理業

- イ 原材料の荷受及び処理並びに製品の保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 不可食部分を入れるための容器及び廃棄に使用するための容器は、不浸透性材料で作られ、処理量に応じた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。
- ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏十度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵又は冷凍の設備を処理量に応じて有すること。
- ニ 処理室は、解体された獣畜又は食鳥の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- ホ 生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) とさつ放血室（とさつ及び放血をする場合に限る。）及び剥皮をする場所並びに剥皮前のとたいの洗浄をする設備を有すること。また、必要に応じて懸ちよう室、脱羽をする場所及び羽毛、皮、骨等を置く場所を有し、処理前の生体又はとたい、処理後の食肉等の搬入及び搬出をする場所が区画されていること。
 - (2) 剥皮をする場所は、懸ちよう設備並びに従事者の手指及びナイフ等の器具の洗浄及び消毒設備を有すること。
 - (3) 懸ちよう室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉が密閉できる構造であること。
 - (4) 洗浄消毒設備は、摂氏六十度以上の温湯及び摂氏八十三度以上の熱湯を供給することのできる設備を有すること。また、供給する温湯及び熱湯の温度を確認できる温度計を備えること。
- ヘ 自動車において生体又はとたいを処理する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 処理室は、他の作業場所から隔壁により区画され、出入口の扉、窓等が密閉できる構造であること。

(2) 計画処理頭数（一の施設において、あらかじめ処理することが定められた頭数をいう。）に応じ、食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十二号）別表第十七第四イに掲げる事項を満たす水を十分に供給する機能を備える貯水設備を有すること。なお、シカ又はイノシシを処理する場合にあつては、成獣一頭当たり約百リットルの水を供給することのできる貯水設備を有すること。

(3) 排水の貯留設備を有すること。貯留設備は、不浸透性材料で作られ、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

(4) 車外において剥皮をする場合にあつては、処理する場所を処理室の入口に隣接して有し、風雨、じん埃等外部環境によるとたいの汚染及び昆虫等の侵入を一時的に防止する設備を有すること。

ト 血液を加工する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 運搬用具の洗浄及び殺菌並びに原材料となる血液の貯蔵及び処理をする室及び冷蔵又は冷凍の設備を有し、必要に応じて製品の包装をする室を有すること。ただし、採血から加工までが一貫して行われ、他の施設から原材料となる血液が運搬されない施設にあつては、運搬器具を洗浄及び殺菌し、かつ、原材料となる血液を貯蔵する室を有することを要しない。なお、各室又は各設備は、作業区分に応じて区画されていること。

(2) 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。

(3) 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。

十 政令第三十五条第十号に規定する食品の放射線照射業

イ 専用の照射室を有すること。

ロ 適切な放射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。

ハ 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。

十一 政令第三十五条第十一号に規定する菓子製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。

ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を備えること。

ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

ニ シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあつては、浸漬、蒸煮、製あん及び水さらしに必要な設備を有すること。

十二 政令第三十五条第十二号に規定するアイスクリーム類製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設

備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受人検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。

十三 政令第三十五条第十三号に規定する乳製品製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所並びに生乳の貯蔵設備（生乳を使用しない施設を除く。）及び受人検査設備（検査を外部委託する施設を除く。）を有し、必要に応じて洗瓶をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、ろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化及び分離をするための設備を有すること。

十四 政令第三十五条第十四号に規定する清涼飲料水製造業

イ 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあつては製造に限る。）をする室又は場所を有し、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にあつては、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。

十五 政令第三十五条第十五号に規定する食肉製品製造業

イ 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。

ロ 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬、製品の中心部温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。

十六 政令第三十五条第十六号に規定する水産製品製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

ハ 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を備えること。

ニ 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。

ホ 魚肉練り製品を製造する場合にあつては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播漬及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。

へ かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

(1) 必要に応じて浄化設備を有すること。

(2) かきの前処理をする室又は場所は、殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

(3) かきの処理をする室又は場所は、むき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

十七 政令第三十五条第十七号に規定する氷雪製造業

製品の製造及び保管をし、必要に応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

十八 政令第三十五条第十八号に規定する液卵製造業

イ 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品を製造する室又は場所は、割卵、充填及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。

ハ 製品が冷蔵保存を要する場合にあつては製品が摂氏八度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理できる機能を備える冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

十九 政令第三十五条第十九号に規定する食用油脂製造業

イ 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 食用油脂を製造する施設の製造をする室又は場所にあつては、精製、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。

ハ マーガリン又はショートニングの製造をする施設の室又は場所にあつては、充填及び包装に必要な設備を有し、必要に応じて、練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を有すること。

二十 政令第三十五条第二十号に規定するみそ又はしょうゆ製造業

イ 製麴をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。また、包装充填をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立をする設備を有すること。

ロ しょうゆを製造する場合にあつては、必要に応じて压榨、火入れ、調合、ろ過及び压榨製成に必要な設備を有すること。

ハ みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあつては、調合、ろ過、乾燥、

加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。

二十一 政令第三十五条第二十一号に規定する酒類製造業

イ 製造する品目に応じて、製麹をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成（蒸留及び圧搾を含む。）をし、及び製品の包装充填及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の包装充填をする室又は場所は、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立をする設備を有すること。

ハ 製造品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きよう、製麹、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。

二十二 政令第三十五条第二十二号に規定する豆腐製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、殺菌及び冷却に必要な設備を有し、必要に応じて包装するための設備を有すること。

ハ 無菌充填豆腐を製造する場合にあつては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を備えること。

ニ 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあつては、必要に応じて、冷凍、乾燥、油調等をする設備を備えること。

二十三 政令第三十五条第二十三号に規定する納豆製造業

イ 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。

二十四 政令第三十五条第二十四号に規定する麺類製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあつては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、茹で、蒸し、油調及び冷却に必要な設備を有すること。

二十五 政令第三十五条第二十五号に規定するそうざい製造業及び同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業

イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。

ロ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。

- ハ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍の設備を有すること。
- 二十六 政令第三十五条第二十七号に規定する冷凍食品製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業
- イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍の設備を有すること。
- ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- ニ 製品が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を有すること。
- 二十七 政令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業
- イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等をする設備を有すること。
- ハ 浅漬を製造する場合にあつては、製品が摂氏十度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵設備を有すること。
- 二十八 政令第三十五条第三十号に規定する密封包装食品製造業
- イ 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を有し、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵又は冷凍の設備を有すること。
- ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- 二十九 政令第三十五条第三十一号に規定する食品の小分け業
- イ 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画すること。
- ロ 原材料及び製品の保管をする室又は場所は、必要に応じて冷蔵又は冷凍の設備を有すること。
- 三十 政令第三十五条第三十二号に規定する添加物製造業
- イ 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を有すること。なお、室を場所とする場合にあつては、作業区分に応じて区画されていること。
- ロ 製品の製造をする室又は場所は、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、

濃縮等に必要な設備を有すること。添加物製剤を製造する場合にあつては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。

- ハ 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要な設備及び器具については、当該試験に必要な設備を有する他の機関を利用して自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であつて、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りではない。
- ニ 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあつては、添加物の製造に使用する機械器具が区画されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であつて、同一の機械器具を使用しても製造された添加物が法第十三条第一項の規定により定められた規格及び基準に適合する場合は、この限りではない。

別表第三（第二条関係）

一 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第三号に規定する食肉販売業、同条第九号に規定する食肉処理業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。

ロ 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。

ハ 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。

ニ 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏四度以下と、冷凍保存を要する場合にあつては当該生食用食肉が摂氏マイナス十五度以下となるよう管理することができる機能を備える冷蔵又は冷凍の設備を有すること。

ホ 生食用食肉を加工する施設にあつては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。

二 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第四号に規定する魚介類販売業、同条第十六号に規定する水産製品製造業、同条第二十六号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第二十八号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ぶぐを処理する施設にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施設できる容器等を備えること。

ロ ぶぐの処理をするための専用の器具を備えること。

ハ ぶぐを凍結する場合にあつては、ぶぐを摂氏マイナス十八度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍の設備を有すること。

（石川県ぶぐの処理等の規制に関する条例の一部改正）

第二条 石川県ぶぐの処理等の規制に関する条例（平成十八年石川県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「規則で定める者」を「知事が別に定める者」に改め、同条第二項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第十八条に次のただし書を加える。

ただし、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の規定による許可を受けた者については、この限りでない。

第二十四条に次の一号を加える。

六 ふぐ処理業者が第十八条ただし書に規定する者となった場合 ふぐ処理業者である個人又はふぐ処理業者である法人を代表する役員

第二十六条中「（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

第三十一条第五号中「行った者」の下に「（同条ただし書に規定する者を除く。）」を加える。

（ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部改正）

第三条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第百四条の見出し中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改め、同条第一項中「その他の営業であつて規則で定めるもの（以下「飲食店営業等」という。）」を「（規則で定めるものに限る。以下この款において同じ。）」に改める。

第百五条、第百六条、第百八条第四項及び第百九条第一項中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

（石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正）

第四条 石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年石川県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第二百二十三号）附則第二条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係る第一条の規定による改正後の石川県食品衛生法施行条例の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

食品衛生法の一部改正に伴い、公衆衛生に与える影響が著しい営業に係る施設の基準を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十一号

石川県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例について

石川県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県公衆浴場基準条例の一部を改正する条例

石川県公衆浴場基準条例（昭和四十五年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「十歳」を「七歳」に改める。

附 則

この条例は、令和三年七月一日から施行する。

提案理由

公衆浴場を取り巻く社会情勢の変化に対応し、混浴制限年齢の基準を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十二号

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例について

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県保育環境整備基金条例の一部を改正する条例

石川県保育環境整備基金条例（平成二十一年石川県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国の緊急経済対策に伴い設置した保育環境整備基金による事業の実施期限を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十三号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例について

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成十六年石川県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考中七を八とし、六を七とし、五を六とし、四を五とし、三を四とし、二を三とし、一の次に次のように加える。

一 「地方卸売市場」とは、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第六項に規定するものをいう。

別表第一付表第六十六号の三中「もの（二の下に「住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する」を加え、同表第六十九号の二を削り、同表第六十九号の三中「地方卸売市場」を「卸売市場」に、「第二条第四項」を「第二条第二項」に、「（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第二条第二号に規定する）」を「をいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するための）」に改め、「をいう。」を削り、同号を同表第六十九号の二とし、同表第七十号の二中「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改める。

別表第三の五の項中「第三十八条第三項」を「第三十八条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十四号

石川県犯罪被害者等支援条例について

石川県犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県犯罪被害者等支援条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 支援体制の整備（第八条―第十条）
- 第三章 基本的施策（第十一条―第二十条）
- 附則
- 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷^{ひぼうちゆうじやう}その他これに類する行為により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する団体をいう。以下同じ。）その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、被害（二次被害を含む。次項において同じ。）の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の関係する者が相互に連携を図りながら協力して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 支援体制の整備

(連携協力)

第八条 県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町、民間支援団体その他の関係する者と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

(犯罪被害者等支援に関する計画)

第九条 知事は、犯罪被害者等支援の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「計画」という。）を定めるものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 知事は、計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

（財政上の措置）

第十条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

（相談及び情報の提供等）

第十一条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第十二条 県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（心身に受けた影響からの回復）

第十三条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第十四条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第十五条 県、事業者、市町、民間支援団体その他の関係する者は、犯罪被害者等又はその関係者から提供を受けた個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（居住の安定）

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安

定を図るため、県営住宅（石川県県営住宅条例（昭和三十四年石川県条例第四十五号）第二条第一号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解の増進）

第十八条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について県民の理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定により、県民の間に広く犯罪被害者等支援に関する関心及び理解を深めるため、犯罪被害を考える週間を設ける。

3 前項の犯罪被害を考える週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

（人材の養成）

第十九条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第二十条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

犯罪被害者等を社会全体で支え、再び平穏な生活を営むことができる社会の実現に資するため、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十五号

石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例について

石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例

(設置)

第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた中小企業者等に対し、金融上の支援を行うために要する経費の財源とするため、石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）において定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、第一条の経費の財源に充てるものとする。ただし、この基金に繰入することを妨げない。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業者の利子等の負担を軽減するため、石川県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例の一部を改正する条例について

石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例の一部を改正する条例

石川県の特色ある農林水産物を創り育てるブランド化の推進に関する条例（令和二年石川県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 種苗 農林水産物の種子、茎、根、苗、苗木その他の植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。

第五条第二号中「種子等」を「種苗」に改め、同条第四号中「販路の開拓」を「販路開拓」に改め、同条第五号中「知的財産権」を「知的財産」に改める。

第六条第三号中「種子等」を「種苗」に改める。

第十条を第十一条とし、第七条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（ブランド品目の生産に必要な技術及び種苗）

第七条 県及び生産者は、県産農林水産物のブランド化を推進するため、相互に協力して、ブランド品目の生産に必要な技術の維持向上及び継承に努めるとともに、ブランド品目の種苗を厳格に管理し、種苗の不正な流出の防止を徹底するものとする。

2 県は、県が開発し、育成者権（種苗法（平成十年法律第八十三号）第十九条の育成者権をいう。以下同じ。）を有するブランド品目の種苗を生産者に利用させる場合は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項その他の事項を内容とする通常利用権（同法第二十六条の通常利用権をいう。以下同じ。）の設定を行うものとする。

- 1 当該生産者から第三者への前項の技術の内容の開示及び譲渡の制限に関する事。
- 2 当該生産者から第三者への種苗の譲渡の制限に関する事。
- 3 当該生産者の種苗の管理の方法に関する事。

3 県は、県が有する育成者権の侵害又は侵害のおそれのある行為があつた場合は、当該行為を行う者に対して次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

一 種苗法に基づく当該侵害の停止若しくは予防の請求、当該侵害により自己が受けた損害の賠償の請求又は信用回復の措置の請求

二 当該行為を行う生産者の種苗の処分の指示

三 当該行為を行う生産者に設定された通常利用権の取消し

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

本県が開発した特色ある農林水産物のブランド化を推進するため、ブランド品目の生産に必要な栽培技術を維持向上・継承するとともに、種苗を厳格に管理し、種苗の不正な流出の防止を徹底する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十七号

石川県国営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

石川県国営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県国営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

石川県国営土地改良事業分担金徴収条例（平成二十五年石川県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第一欄」を「上欄」に改める。

第四条中「第一欄」を「上欄」に、「第二欄」を「中欄」に改める。

第五条第一項中「第一欄」を「上欄」に、「第三欄」を「下欄」に、「同表の第四欄に定める利率」を「土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条第二項に規定する農林水産大臣の定める率」に改め、同条第三項中「第三欄」を「下欄」に、「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第四条、第五条関係）

事業名	徴収率	支払期間
国営手取川流域土地改良事業（白山頭首工に係る事業を除く。）	百分の四十九	十七年（据置期間二年を含む。）
国営河北潟土地改良事業	百分の四十九	十七年（据置期間二年を含む。）

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

土地改良法施行令の一部改正に伴い、分担金の利率を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十八号

石川県森林整備地域活動支援基金条例を廃止する条例について

石川県森林整備地域活動支援基金条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県森林整備地域活動支援基金条例を廃止する条例

石川県森林整備地域活動支援基金条例（平成十四年石川県条例第三十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

森林整備地域活動支援交付金が、資金を積み立てる方式から、単年度毎の所要額を交付する方式に変更されたことに伴い、石川県森林整備地域活動支援基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第39号

国家賠償請求事件に係る訴訟の和解について

令和元年10月10日に発生した事故について、原告■■■■から提起されていた国家賠償請求に係る訴訟事件は、次のとおり和解するものとする。

令和3年2月24日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

和 解 条 項

- 1 被告石川県は、原告に対し、本件事故による損害賠償債務として、156,420円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- 2 被告石川県は、被告■■■■に対し、本件事故による損害賠償債務として、2,501円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- 3 原告はその余の請求をいずれも放棄する。
- 4 原告、被告石川県、被告■■■■は、原告と被告石川県との間、及び被告石川県と被告■■■■との間には、それぞれ、本件に
関し、本和解条項に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

議案第40号

損害賠償額の決定について

令和元年6月26日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和3年2月24日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- | | | |
|---|-----------|---------|
| 1 | 相手方 | ■■■■■ |
| 2 | 賠償額 | 45,873円 |
| 3 | 賠償責任発生の事実 | |

令和元年6月26日午前4時45分頃、主要地方道小松鳥越鶴来線中、白山市別宮町地内において、道路上の落石に■■■■■の運転する■■■■■所有の軽自動車と衝突し、同車に損害を与えたもの

議案第四十一号

石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例について

石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第四十条第一項の規定に基づき、石川県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「商港区」、「工業港区」、「漁港区」及び「クルーズ港区」とは、法第三十九条第一項の規定により知事が指定した「商港区」、「工業港区」、「漁港区」及び「クルーズ港区」をいう。

(禁止構築物)

第三条 法第四十条第一項に規定する条例で定める構築物は、次の各号の分区ごとにそれぞれ当該各号に掲げるものとする。ただし、知事が公益上その他特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したものを除く。

- 一 商港区 別表第一に掲げる構築物以外のもの
- 二 工業港区 別表第二に掲げる構築物以外のもの
- 三 漁港区 別表第三に掲げる構築物以外のもの
- 四 クルーズ港区 別表第四に掲げる構築物以外のもの

(分区の指定に伴う措置)

第四条 法第三十九条第一項の規定による分区の指定の際、現に当該分区の区域内において建設中又は改築中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

(罰則)

第五条 法第四十条第一項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務

に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（危険物置場、貯油施設及びセメントサイロを除く。）
- 二 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業、貿易関連業その他これらに類する事業を行う者の事務所
- 三 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店、保険業の店舗及びこれらの附帯施設
- 四 荷さばき施設又は保管施設に附属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの附帯施設
- 五 港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための会議場施設、展示施設、研修施設その他これらに類する施設
- 六 港湾の利用の高度化を図るための情報処理施設、電気通信施設その他これらに類する施設
- 七 港湾の流通機能の高度化を図るためのトラックターミナル、卸売市場その他流通業務施設
- 八 港湾関係者のための休泊所、診療所その他福利厚生施設
- 九 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、出入国在留管理局、検疫所、消防署その他商港区における港湾の管理運営上必要な官公署
- 十 港湾の旅客又は貨物に関連する事業者の利便の用に供するための日用品又は観光土産品を販売する店舗（規則で定める規模の範囲内のものに限る。）、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業に係る営業所を除く。以下同じ。）（規則で定める規模の範囲内のものに限る。別表第二において同じ。）、船用品を販売する店舗その他の便益施設であつて、知事の許可を受けたもの

別表第二（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号から第六号まで、第八号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設
- 二 原料又は製品の一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造事業又はその関連事業を営む工場及びこれに附属する研究施設並びにこれらの事業の用に供する事務所、情報処理施設及び電気通信施設並びにこれらの附帯施設

- 三 前号の施設に従事する者のための休泊所、診療所その他福利厚生施設
- 四 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、消防署その他工業港区における港湾の管理運営上必要な官公署
- 五 第二号の施設に従事する者の利便の用に供するための日用品を販売する店舗（規則で定める規模の範囲内のものに限る。）、飲食店その他の便益施設であつて、知事の許可を受けたもの

別表第三（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号から第五号まで及び第八号の二から第十号の二までに掲げる港湾施設
- 二 漁船の燃料補給施設、給水施設及び給氷施設
- 三 漁船の修理施設、造船施設及びこれらの附帯施設
- 四 魚舎、魚干場その他水産物（その加工物を含む。以下同じ。）の処理に必要な施設
- 五 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管のための施設
- 六 製氷工場、水産物の冷凍工場及び加工工場並びにこれらの附帯施設
- 七 網干場、網倉庫その他漁具の補修又は保管に必要な施設
- 八 漁業関係者のための休泊所、診療所その他福利厚生施設
- 九 漁業を行う法人、漁業協同組合その他これらに類する団体及び事業者の事務所
- 十 警察署、消防署その他漁港区における港湾の管理運営上必要な官公署
- 十一 漁業関係者その他港湾施設利用者のための店舗（主として水産物を販売するものに限る。）、飲食店（主として水産物を原材料として調理し、及び提供するものに限る。）その他の便益施設であつて、知事の許可を受けたもの
- 十二 水産物の卸売市場その他水産物の流通業務の施設

別表第四（第三条関係）

- 一 法第二条第五項第二号から第十号の二まで及び第十二号に掲げる港湾施設（旅客船又は港湾の旅客のためのものに限る。）
- 二 旅客船又は港湾の旅客に関連する海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、運送取次事業、貿易関連業、自動車賃貸業、観光業その他これらに類する事業を行う者の事務所
- 三 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者の利便の用に供するための銀行の支店、保険業の店舗及びこれらの附帯施設
- 四 会議場施設、研修施設、港湾その他の海事に関する理解の増進を図るための展示施設、展望施設その他これらに類する施設
- 五 港湾関係者のための休泊所、診療所その他福利厚生施設
- 六 税関、地方整備局、地方運輸局、海上保安官署、警察署、出入国在留管理局、検疫所、消防署その他クルーズ港区における港湾の管理運営上必要な官公署
- 七 港湾の旅客又は旅客に関連する事業者及び港湾施設利用者の利便の用に供するための旅館及

びホテル（風営法第二条第六項第四号に規定する営業に係る営業所を除く。）、店舗、飲食店、スポーツ及びレクリエーション施設その他の便益施設であつて、知事の許可を受けたもの

提案理由

金沢港において、貨物、クルーズ、賑わいの各機能を最大限に発揮させ、更なる賑わいを創出するため、港湾法に基づく分区を導入し、構築物の規制に関する事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十二号

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の一部を改正する条例について

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の一部を改正する条例

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例（平成九年石川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「、高等学校、中等教育学校」を「及び中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号以下「政令」という。）第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。）並びに高等学校、中等教育学校（後期課程に係るものに限る。）」に改める。

第三十八条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）」を「政令」に改める。

第三十八条の二第三項中「第二条第二十八号」を「第二条第三十一号」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、特定建築物の追加に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十三号

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例について

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署設置条例（昭和二十九年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表付表三中「金石海禪寺町」の下に「、金石下寺町、金石上浜町、金石浜町、金石松前町、金石御船町」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

金沢市の町の名称の変更に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十四号

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例について

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年二月二十四日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例

石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千七百三十五人」を「二千六百七十八人」に改め、同条第三項第一号中「六千百四十五人」を「六千百九十五人」に改め、同項第二号中「二百七十二人」を「二百七十五人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提案理由

児童生徒数の変動等に伴い、教職員定数を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

報告第6号

「委託契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和3年2月24日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第13号

「委託契約の締結について」の議決の一部変更について

平成29年第2回石川県議会定例会において議決された議決第16号「委託契約の締結について」（一般県道向栗崎安江町線乙丸跨線橋橋りょう補修工事）のうち、その一部を次のように変更する。

令和3年2月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

契約金額「536,269,000円」を「514,673,320円」に改める。

